

国立大学法人法整備法による公立学校教員給与関係法の改正

改正前

国立学校教員の給与を基準として、同様の給料(本給)、諸手当等の支給内容や額が、各県の条例で定められている。

教育公務員特例法第25条の5
公立学校教員の給与の種類と額は、国立学校教員の給与の種類と額を基準として定める

「人材確保法」により、「一般の公務員の給与水準に比較して優遇措置が講じられなければならない。」とされている。

背景

国立大学の法人化に伴い、国立大学の教員が非公務員として整理

国立大学附属学校の教員を基準としてきた公立学校教員の給与制度等は見直しが必要

改正後

各県の権限と責任を拡大するため、各県が教員給与水準(給料や諸手当の額)を主体的に決定

国立学校準拠規定(教特法第25条の5)の廃止

教員の職務と責任の特殊性に基づく、現行の教員給与体系の基本は維持

- ・「教員の職務と責任の特殊性に基づく給与」の原則を規定
- ・教員給与の優遇措置(人材確保法第3条)の維持
- ・教職調整額(時間外勤務手当を支給しないという労基法の大きな例外に伴う措置)は支給率も含め現行の内容を法律で整備
- ・教員特有の諸手当(義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当)について法律に支給規定を整備
- ・その他関係規定の整備

国立大学の法人化にあわせ平成16年度から実施